

区民委員会報告資料【追加】

令和4年1月19日

報告事項件名	頁
1 【追加】令和4・5年度後期高齢者医療保険料率の改定「最終案」について	2

(区 民 部)

区民委員会報告資料


令和4年1月19日

件名	【追加】令和4・5年度後期高齢者医療保険料率の改定「最終案」について																																												
所管部課名	区民部 高齢医療・年金課																																												
内容	<p>後期高齢者医療制度の保険料率は、2年毎に改定することとされており、東京都後期高齢者医療広域連合が令和4・5年度の保険料率の算定を進めている。令和4年1月17日に「最終案」が示されたため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 保険料率の検討内容</p> <p>(1) 現行の保険料との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行の 保険料</th> <th colspan="2">算定案</th> <th colspan="2">最終案</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>現行との差</th> <th>金額</th> <th>現行との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割額</td> <td>44,100円</td> <td>46,800円</td> <td>+2,700円</td> <td>46,400円</td> <td>+2,300円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.72%</td> <td>9.74%</td> <td>+1.02 ポイント</td> <td>9.49%</td> <td>+0.77 ポイント</td> </tr> <tr> <td>一人当たり 平均額</td> <td>101,053円</td> <td>106,133円</td> <td>+5,080円</td> <td>104,842円</td> <td>+3,789円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 収入による年間保険料額比較（別紙1参照 P4）</p> <p>(2) 保険料算定のための基礎数値（別紙2参照 P5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数 (前年度比)</td> <td>1,594,000人 (+0.63%)</td> <td>1,664,000人 (+4.39%)</td> <td>1,730,000人 (+3.97%)</td> </tr> <tr> <td>医療給付費 (前年度比)</td> <td>1,396,847,704千円 (+1.30%)</td> <td>1,469,563,264千円 (+5.21%)</td> <td>1,539,769,200千円 (+4.78%)</td> </tr> <tr> <td>一人当たり 医療給付費 (前年度比)</td> <td>876,316円 (+0.67%)</td> <td>883,151円 (+0.78%)</td> <td>890,040円 (+0.78%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度は令和3年9月までの実績を踏まえた推計値 ※ 令和4・5年度は推計値</p>		現行の 保険料	算定案		最終案		金額	現行との差	金額	現行との差	均等割額	44,100円	46,800円	+2,700円	46,400円	+2,300円	所得割率	8.72%	9.74%	+1.02 ポイント	9.49%	+0.77 ポイント	一人当たり 平均額	101,053円	106,133円	+5,080円	104,842円	+3,789円		令和3年度	令和4年度	令和5年度	被保険者数 (前年度比)	1,594,000人 (+0.63%)	1,664,000人 (+4.39%)	1,730,000人 (+3.97%)	医療給付費 (前年度比)	1,396,847,704千円 (+1.30%)	1,469,563,264千円 (+5.21%)	1,539,769,200千円 (+4.78%)	一人当たり 医療給付費 (前年度比)	876,316円 (+0.67%)	883,151円 (+0.78%)	890,040円 (+0.78%)
				現行の 保険料	算定案		最終案																																						
金額		現行との差	金額		現行との差																																								
均等割額	44,100円	46,800円	+2,700円	46,400円	+2,300円																																								
所得割率	8.72%	9.74%	+1.02 ポイント	9.49%	+0.77 ポイント																																								
一人当たり 平均額	101,053円	106,133円	+5,080円	104,842円	+3,789円																																								
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																										
被保険者数 (前年度比)	1,594,000人 (+0.63%)	1,664,000人 (+4.39%)	1,730,000人 (+3.97%)																																										
医療給付費 (前年度比)	1,396,847,704千円 (+1.30%)	1,469,563,264千円 (+5.21%)	1,539,769,200千円 (+4.78%)																																										
一人当たり 医療給付費 (前年度比)	876,316円 (+0.67%)	883,151円 (+0.78%)	890,040円 (+0.78%)																																										

	<p>(3) 都広域連合独自の保険料抑制対策(ア、イ合計：2年間で約224億円) ア、イの費用を各区市町村が負担する。足立区は年間約5.2億円(前年度比約3千万円増)負担の見込み。</p> <p>ア 特別対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葬祭費 (87億円) ・ 審査支払手数料 (71億円) ・ 保険料未収金補填 (61億円) <p>イ 所得割額独自軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得割を50%、25%軽減 (4.5億円) <p>(4) 算定案から最終案までの保険料率の減要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省通知に基づく後期高齢者負担率等の変更 11.77% → 11.72% ・ 窓口2割負担施行の決定 令和4年10月1日 ・ 剰余金の精査 180億円 → 187億円 ・ 賦課限度額 64万円 → 66万円 <p>2 今後のスケジュール</p> <p>令和4年1月下旬 都広域連合議会における保険料率の議決 2月 都広域連合の規約変更について区議会へ上程</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>都広域連合による今後の保険料率算定の動向を注視し、必要な手続きについて速やかに進めていく。</p>

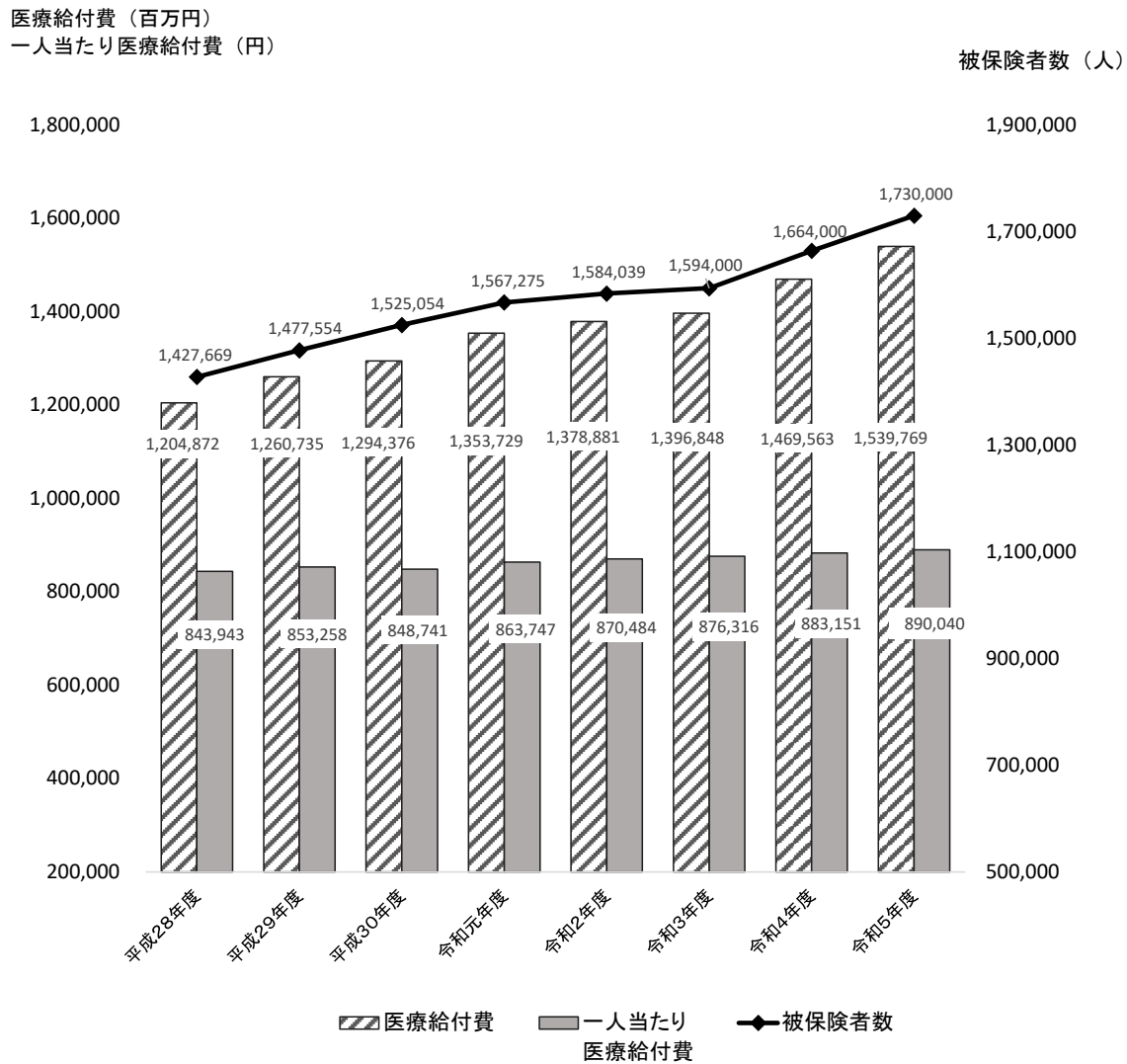
年間保険料額比較（年金のみ単身者）

公的年金 収入額	R3年度 保険料額	R4年度		
		保険料額	増加額	増加率
80万円	13,200円	13,900円	700円	5.3%
153万円	13,200円	13,900円	700円	5.3%
160万円	16,200円	17,200円	1,000円	6.2%
168万円	19,700円	21,000円	1,300円	6.6%
170万円	33,100円	35,200円	2,100円	6.3%
173万円	35,100円	37,400円	2,300円	6.6%
180万円	45,500円	48,800円	3,300円	7.3%
196.5万円	59,900円	64,400円	4,500円	7.5%
200万円	76,200円	81,700円	5,500円	7.2%
220万円	93,700円	100,700円	7,000円	7.5%
240万円	119,900円	128,900円	9,000円	7.5%
300万円	172,200円	185,900円	13,700円	8.0%
500万円	317,400円	343,900円	26,500円	8.3%
700万円	465,700円	505,200円	39,500円	8.5%
900万円	625,200円	660,000円	34,800円	5.6%
950万円	640,000円	660,000円	20,000円	3.1%



年間保険料額
の賦課限度額

被保険者数、医療給付費の推移



※ 令和3年度は令和3年9月までの実績を踏まえた推計値
 ※ 令和4・5年度は推計値